

令和7年度

## 大島町におけるクルーズ船客向けアクティビティ開発支援事業

島しょ地域には、都心にはない自然・歴史・文化といった豊かな観光資源があります。本事業ではこれらを生かし、観光消費額の大きいクルーズ船客をはじめとする大島町への来訪者に対して、質の高い体験型アクティビティを提供できるよう、新規開発と既存プログラムの磨き上げを支援します！

高品質なアクティビティ開発を通じて、地域の魅力向上と誘客・再訪の促進を図ります！

**【募集締切日】令和7年10月21日(火)17時まで**

※募集締切後、10月下旬に審査を行い支援対象を決定します

支援  
対象者

**体験型アクティビティの新規開発または磨き上げを実施する事業者**

例：観光事業者、体験提供事業者、宿泊・飲食・小売等の受入事業者 など

支援  
対象経費

①～④にかかる経費について支援いたします

- ① 新たな体験型アクティビティを開発するための必要最小限の経費
- ② 契約期間内に契約、実施、支払いが令和8年2月28日(土)までに完了した経費
- ③ 支援対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本事業にかかるものとして明確に区分できる経費
- ④ 財産取得となる場合は、所有権等が造成事業者に帰属する経費

アクティビティ例

支援例

ガイドツアー

- ・ 多言語の事前学習用動画やツールの作成支援
- ・ 新たな立ち寄り箇所や体験メニューの開発支援

文化体験

- ・ 来訪者の嗜好に合わせた染色体験や小物づくり等の新規プログラム開発支援
- ・ ガイドや指導者の育成(受入人数拡大に向けた体制強化)

BBQやマルシェ等  
ランチ提供

- ・ BBQなどの実施にかかる最新の機材等の設備の投入支援
- ・ マルシェに参画する個々の飲食事業者の体制整備、体験化支援

モビリティ

- ・ 新たな移動手段の利用に向けた支援(グリーンスローモビリティ等)

助成率等

- 助成率 10分の10を助成いたします  
 選定事業者数 2～6社程度とします  
 助成限度額 1社あたりの上限は6,350,000円(税別)です

応募に  
必要な書類  
・  
応募までの  
流れ

■ 応募に必要な書類  
登記事項証明書

■ 応募までの流れ

1. 右記の二次元コードを読み取り、申請リンクを開いてください
2. 申請フォームに入力  
画面の案内に沿って入力いただき「登記事項証明書」をアップロードしてください
3. 応募  
確認して入力内容に問題がなければ「送信」ボタンを押してください  
送信が完了すると、登録したメールアドレス宛に受付完了メールが届きます  
※受付完了メールが届いたら、必ず内容を確認してください  
※不備がある場合は、事務局から別途連絡が入ります



応募方法登録フォーム

■ お問い合わせ先：「大島町におけるクルーズ船客向けアクティビティ開発支援事業」事務局 TEL：03-5539-5248(平日9:30～17:00)

■ 担当：下田 t\_shimoda061@jtb.com / 野崎 k\_nozaki002@jtb.com

※本事務局は株式会社JTBが公益財団法人 東京観光財団より委託を受けて運営しております